宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年４月25日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社匠住販　②千葉県知事(1)第18059号　③代表取締役　中村浩幸　④千葉県市川市東菅野２―19―10　⑤1000万円　⑥千葉県知事　⑦千葉県市川市東菅野２―19―10　株式会社匠住販　代表取締役　中村浩幸

①株式会社中央地所　②東京都知事(4)84762　③代表取締役　大山英二　④東京都中央区築地二丁目15番15号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都中央区築地二丁目15番15号　株式会社中央地所　代表取締役　大山英二

（仮称）青森県つがる沖南部洋上風力発電事業の廃止に関する公表

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三条の九第一項の規定に基づき、次のとおり公表いたします。

一、第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

株式会社ＪＥＲＡ

代表取締役社長　奥田　久栄

東京都中央区日本橋二丁目五番一号

日本橋高島屋三井ビルディング二五階

二、第一種事業の名称、種類及び規模

（仮称）青森県つがる沖南部洋上風力発電事業

風力（洋上）

最大六十万キロワット

三、法第三条の九第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

当社は、（仮称）青森県つがる沖南部洋上風力発電事業を実施しないこととしましたので、法第三条の九第一項第一号に該当することとなりました。

令和七年四月二十五日

東京都中央区日本橋二丁目五番一号日本橋高島屋三井ビルディング二五階

株式会社ＪＥＲＡ

代表取締役社長　奥田　久栄

（仮称）沼津真城山風力発電事業の廃止に関する公表

環境影響評価法第三十条第一項及び環境影響評価法施行規則第十七条第二項の規定に基づき、対象事業の廃止について左記のとおり公表する。

一、事業者の氏名及び住所

事業者の名称　ＥＮＥＯＳリニューアブル・エナジー株式会社

代表者の氏名　代表取締役　竹内　一弘

主たる事務所の所在地

東京都港区六本木六丁目二番三一号六本木ヒルズノースタワー一五階

二、対象事業の名称、種類及び規模

（仮称）沼津真城山風力発電事業

風力発電事業

発電設備出力　最大四万二千キロワット

三、法第三十条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

当社は、対象事業を実施しないこととしましたので、環境影響評価法第三十条第一項第一号に該当することとなりました。

令和七年四月二十五日

ＥＮＥＯＳリニューアブル・エナジー株式会社

代表取締役　竹内　一弘

東京都港区六本木六丁目二番三一号六本木ヒルズノースタワー一五階